平成２１年（フ）第３４６号
広島県府中市中須町332番地７
破産者　寺延　英子
1　決定年月日　平成24年12月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
広島地方裁判所福山支部再生・破産係

平成２３年（フ）第２９９号
広島県福山市奈良津町２丁目11番32号
破産者　今川運送有限会社
1　決定年月日　平成24年12月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
広島地方裁判所福山支部再生・破産係

平成２４年（フ）第１６９６号
福岡市西区下山門１丁目16番29号
破産者　有限会社ドットフォー
1　決定年月日　平成24年12月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
福岡地方裁判所第４民事部

平成２４年（フ）第１７２９号
福岡県福津市津屋崎696番地の１
破産者　有限会社ケイエムコンストラクション
1　決定年月日　平成24年12月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
福岡地方裁判所第４民事部

平成２３年（フ）第４１２号
大分市大字駄原1000番地の48
破産者　有限会社森田電業社
1　決定年月日　平成24年12月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大分地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２４年（フ）第６３号
宮崎市村角町水窪2282番地２
破産者　有限会社昭榮建設
1　決定年月日　平成24年12月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
宮崎地方裁判所破産係

平成２４年（フ）第９１号
北海道登別市大和町２丁目２番地５
破産者　新晃設備工業株式会社
1　決定年月日　平成24年12月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
札幌地方裁判所室蘭支部破産係

平成２４年（フ）第６０３号
東京都東村山市多摩湖町２丁目７番15号
破産者　日本常識力検定協会株式会社
1　決定年月日　平成24年12月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２４年（フ）第２０９号
岐阜県関市大平台10番２号
破産者　東和レジスター中濃販売株式会社
1　決定年月日　平成24年12月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
岐阜地方裁判所

平成２４年（フ）第３１５号
岐阜県山県市伊佐美766番地７、登記簿上の本店所在地岐阜市粟野東３丁目580番地
破産者　有限会社近藤建設
1　決定年月日　平成24年12月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
岐阜地方裁判所

平成２３年（フ）第９９号
岐阜県加茂郡東白川村神土524番地の６
破産者　株式会社風花屋
1　決定年月日　平成24年12月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
岐阜地方裁判所御嵩支部

平成２３年（フ）第１００号
岐阜県加茂郡東白川村神土524番地の６
破産者　東白川商業開発協同組合
1　決定年月日　平成24年12月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
岐阜地方裁判所御嵩支部

平成２４年（フ）第２７号
滋賀県長浜市八幡中山町132番地１　パレノールⅡ102号
破産者　大森　孝雄
1　決定年月日　平成24年12月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大津地方裁判所長浜支部破産係

平成２４年（フ）第９２３号
京都府八幡市八幡小松20番地の５
破産者　中商運輸株式会社
1　決定年月日　平成24年12月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２４年（フ）第９２５号
京都府八幡市八幡小松20番地の５
破産者　有限会社中商
1　決定年月日　平成24年12月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２４年（フ）第５号
新潟市中央区万代５丁目７番２号　ダイアパレスシアース万代東棟1104
破産者　西田　　誠
1　決定年月日　平成24年７月６日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
新潟地方裁判所民事部

平成２４年（フ）第３７号
栃木県小山市大字高椅630番地４
破産者　岩下　尚彦
1　決定年月日　平成24年12月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
宇都宮地方裁判所栃木支部

平成２４年（フ）第５１０号
札幌市東区中沼西４条１丁目６番12号　エトワール北都203号
破産者　永木　友幸
1　決定年月日　平成24年12月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
札幌地方裁判所民事第４部

平成２４年（フ）第１７６９号
札幌市西区二十四軒３条２丁目５番26号
破産者　株式会社アパオ建設
1　決定年月日　平成24年12月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
札幌地方裁判所民事第４部

平成２４年（フ）第１７７０号
札幌市西区二十四軒３条２丁目５番26号
破産者　株式会社アパオ
1　決定年月日　平成24年12月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
札幌地方裁判所民事第４部

平成２４年（フ）第７０２号
千葉県船橋市馬込西２丁目９番13号　トータスハイツ201号
破産者　吉田　章治
1　決定年月日　平成24年12月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２４年（フ）第８９６号
千葉県市原市八幡996番地15
破産者　田中　耕二
1　決定年月日　平成24年12月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係